

# 審判部運営細則

施行 昭和 62 年 4 月 1 日

改訂 平成 20 年 4 月 1 日

長岡市野球連盟

## 審判部運営細則

### 第 1 章 総則

第 1 条 長岡市野球連盟規約施行細則第 9 条により本細則を定める。

### 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 野球競技の審判員を組織的に育成行動し、審判技術の向上と心身の鍛錬を図り、正確な審判を行うことを以て目的とする。

第 3 条 審判技術の指導講習会

### 第 3 章 部員

第 4 条 次の条件を具備しているものを部員の有資格者とする。

1. 団体行動に耐え得る意志の者。
2. 身体の健全なる者。
3. 常任理事会において推薦承認された者。
4. 承認された部員は、県公認審判審査委員会に登録される。

※ 部員は審判員の拡充を常に心がけること。

### 第 4 章 委嘱及び解嘱

第 5 条 第 4 条に該当するものを長岡市野球連盟会長が委嘱する。本人の申し出、または第 4 条の条件に不備の点が生じた場合は、常任理事会で協議して連盟会長が解嘱する。

### 第 5 章 組織

第 6 条 役員及び審判員を以て組織する。

### 第 6 章 役員

第 7 条 審判部（以下本部と言う）に次の役員を置く。

※ 審判部長 1 名

※ 審判副部長 若干名

その他は、長岡市野球連盟規約施行細則（備考）の組織図・業務分担による。

※ 長岡市野球連盟施行細則第 11 条の組織図・業務分担による各部長、副部長、部員は審判部員を兼務する。

第 8 条 - 1 審判部長は、本部を代表し原則として各種大会の審判長として適切なる審判の遂行に務める。

第 8 条 - 2 審判長、副審判長は、審判員のコート配置を行い、円滑なる運営を計る。

第 8 条 - 3 長岡市野球連盟規約施行細則（備考）による、総務、運行、業務、会計の各部長は、それぞれの分担業務を通じ審判部の円滑なる運営を計る。

第 8 条 - 4 各部の副部長及び部員は、部長を補佐するものとする。

※ (確認事項) 審判員及び役員は、(役職名にとらわれず) 審判部運営に適宜協力すること。

## 第 7 章 会計

第 9 条 野球連盟（県、中越、長岡、を言い、以下連盟と言う）の主催する大会の参加料は、それぞれの連盟規定に従うものとする。

1. 連盟主催以外の審判は、原則として審判員 1 人 1 日 2 試合を限度とする。審判委託料については下記の通りとする。

◎ 学校関係の部（練習試合も含む）

- ・ 球審のみの 1 試合 3,000 円
- ・ 3 人制の 1 試合 9,000 円
- ・ 4 人制の 1 試合 12,000 円

◎ 一般の部

- ・ 球審のみの 1 試合 5,000 円
- ・ 2 人制の 1 試合 9,000 円
- ・ 3 人制の 1 試合 12,000 円
- ・ 4 人制の 1 試合 15,000 円

2. 市内小学校・中学校野球大会の審判委託料は原則として連盟の主催する試合に準ずる。

3. 市内高校や空大会及び練習試合等の審判委託料は、原則として連盟の主催する試合に準ずる。

4. 部員は平均の審判回数を行う事と前提とし、各種審判委託料（連盟主催以外の大会）は本会計に入金する。

5. 各種の審判委託料の受領書は、当日の審判代表者名とする。尚、委託料は会計部長へ速やかに納入すること。

6. 委託料は、本会計に合算し、年 1 回連盟運営費、必要経費及び各種補助費、予備費等を差し引いた額を審判回数に応じて分配する。

## 第8章 規律

- 第10条 本部員は、組織の一員としての自覚を持ち単独行動をしてはならない。
- ◎ 市内、市外を問わず審判は検討の要請及び問い合わせの合った場合、連盟大会事務局が申し込み受付窓口である旨を伝え、みだりに取り決めをしてはならない。
- 第11条 各部の副部長及び部員は、部長を補佐するものとする。
- ◎ (確認事項) 審判員及び役員は、(役職名にとらわれず) 審判部運営に適宜協力すること。

## 第9章 細則の変更

- 第12条 本細則の改訂は、理事会で審議し会長の承認を必要とする。

## 附則

1. 本規約は、昭和62年4月1日より施行する。
2. 本規約は、平成20年4月1日に改訂する。